平成２３年（フ）第９０５号
東京都府中市寿町２丁目８番地の28メゾン寿香301、住民票上の住所東京都府中市寿町２丁目８番地の19
債務者　坂本　　亮
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７６号
東京都調布市国領町５丁目63番地10グリーンバンブー榎本205
債務者　鳴瀬　由佳（旧姓中込）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９８９号
東京都稲城市長峰３丁目２番地杜の一番街２―901
債務者　諸山　秋文
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４１号
東京都青梅市二俣尾１丁目297番地の３
債務者　右田　公広
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１３７号
横浜市金沢区東朝比奈２丁目27番26号
債務者　原田健太郎
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３９号
横浜市栄区公田町451番地15
債務者　田平　双葉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１８４号
横浜市中区矢口台81番地　加藤荘101号室
債務者　笹本　　治
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７０号
静岡市葵区城北２丁目10番１号
債務者　殿木茉由梨
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林371番地８
債務者　髙井　良一
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３３０号
愛知県安城市横山町大山田中53番地１　サンシティ安城横山301
債務者　仲里ヒロイチこと　ナカザト　ヒロイチ　レアンドロ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時40分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
愛知県安城市横山町大山田中53番地１　サンシティ安城横山301
債務者　仲里マウラミエコこと　ナカザト　マウラ　ミエコ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時40分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
岡山市南区平福２丁目６番24号
債務者　川渕　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７４２号
東京都世田谷区玉川２丁目５―９―302
債務者　板橋浩由記
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７７９号
東京都豊島区南大塚３丁目40―４―202
債務者　長谷川末子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７８７号
東京都中央区明石町１―７―1103
債務者　岡　　里美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８２９号
東京都江戸川区谷河内２丁目２―９―603
債務者　相原　良宣
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時　東京地方裁判所民事第20部